

若越郷土研究

39の6

園韓神祭の成立

足立尚計

はじめに

平安時代において遷都以来官祭の一つとして齋行された園韓神祭について紹介し、特にその奉祀氏族を推定して古代祭祀形態の一端を明らかにしたい。

園韓神は、『延喜神祇式』四時祭上（『新訂増補国史大系』本以下史料の引用にも使用）に、

凡^{日本紀云云万呂日爾條}踐祚大嘗祭為二大祀一。祈年月次。神嘗。新嘗。賀茂等祭為二中祀一。大忌。風神。鎮花。三枝。相嘗。鎮魂。鎮火。

足立 園韓神祭の成立

道饗。園韓神。松尾。平野。春日。大原野等為二小祀一。

とあって、官祭としては小祀に列せられている。また、小祀については、『神祇令』に、
凡一月齋為二大祀一。三日齋為二中祀一。一日齋為二小祀一。

と規定されており、官祭では小規模の奉齋にすぎたものであった。しかし、園韓神祭は、他の小祀にあなかった官祭とは幾つかの異なる性質を挙げることができる。

まず第一に、祭神名よりみて完全な客人神^{まろと}であると推考できること。第二に、宮内省に坐す神であること。第三に、祭礼が二月と十一月の春・秋の二度行われていること等である。

そこで、まず園韓神祭の成立時期を推考しつつ、これらの問題について考察してみたい。

一、官祭としての園韓神祭の成立時期
園韓神が国史に登場するのは『日本三代実録』天安二年（八五八）十一月二〇日丁丑

條に、
停二園韓神祭一自此之後鎮魂新嘗等諸祭皆●（脱字）停止。

とあるのを以て祭としての初見記事とする。さて、この記事は、文徳天皇崩御のため、

秋季におけるすべての祭祀が中止されたことを示すものであるが、諸祭に先立ってまず園韓神祭が停止されていることは、鎮魂以下の諸祭よりも畏敬の念が強かったからではあるまいか。そこで更に、神階授与、昇叙の記事を追いつつ論を進めてみたい。

『日本文徳天皇実録』斉衡元年（八五四）四月九日癸亥條に「園韓神並加二從三位一。」とみえる。更に、その後の『日本文徳天皇実録』齋衡二年（八五五）九月癸丑條に、「以二園韓神一列ニ於名神一」とあって、名神に列せられていることが知られる。このことから、園韓神祭が、官祭たるにふさわしい神階を有し、名神にも列せられたわけであるから、およそ、祭の形態が確立するのはこの頃と見て良いであろう。また同様に、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）一月二〇日甲子條に

遣下^二右中辨兼右近衛中将從四位下藤原朝臣氏宗一^一向中園韓神等社上策命曰
とあり、十九世紀中葉に至り、確実に官祭祭

神としての園韓神を奉祀する氏族及神社が成立していたことが窺われる。

さて、少しく、国史より離れて『本朝法家文書目録』をみてみよう。同書目録の「貞観儀式一部十巻」と記載された項に、「園并韓神祭儀」とみえていることに注目したい。

この記事は、『本朝法家文書目録』の「弘仁儀式一部十巻」と記されているところには第一巻に「踐祚大嘗祭儀上」とみえるものの園韓神祭はまだ受容し、齋行されていなかったものとみられる。これらの記事と、国史の記事とを年代順にまとめてみると左記のようになる。

○『弘仁儀式』 園韓神祭に関する記載がない。

○『日本文徳天皇実録』 嘉祥三・一〇・二〇甲子条

「園韓神祭等社」の記載あり。

○『日本文徳天皇実録』 斉衡元・四・九癸亥条

「園韓神並加二從三位」の記載あり。

○『日本文徳天皇実録』 斉衡二・九・七条

「以二園韓神一列二於名神」の記載あり。

○『貞観儀式』 「園并韓神祭儀」とある。このように、官祭としての園韓神祭の成立時期は、『弘仁儀式』より『貞観儀式』までの成立時期に求めることができよう。

ところで右において、④・⑧・⑨の神号の記載方法に、異同があるが、いずれにしても園韓神は、園神と韓神という二柱の別の性格神であることが理解される。しかし、『日本三代実録』天安二年（八五八）十一月二十日以降の記事には、全て「園韓神祭」と記されており、このことは、天安二年以降に、祭祀名が定着したことを示すものであろう。

二、園韓神祭の儀式内容

園韓神や園韓神社の起源を探る前に官祭としての園韓神祭の儀式内容について記しておく必要がある。その儀式内容については、『貞観儀式』（以下『儀式』と略記する。）・『西宮記』・『江家次第』・『北山抄』に詳しい。特にこのうち小稿では『儀式』・『江家次第』による祭儀を中心に要約し以下に記したい。

園韓神の祭儀は、二月春日祭の後の丑の日と一月の新嘗祭の前の丑の日の二回行われ、二月の祭儀は戌一刻に十一月では、酉三刻に始められる。まず、神祇官以下が着座し、神祇官（祭員）によって神饌が供進される。

神饌はまず、南坐する園神より供され、次に北坐する韓神に供進された（儀式に「園韓社北」とある）。

神饌供進がおわると、庭火を焚くのである（儀式に「賢木を執つて庭中に建て、即ち庭火を燃やす」とあり、また『北山抄』や『江家次第』では庭火は既に南北の炬火屋内に積み置かれ）。次に大臣が上卿となり、召使を呼んで、参役を参入させる。

参役と共に参入した召使に官姓名を唱えさせ、次に治部丞が雅楽寮および歌人・歌女を率いる。また馬寮は神御馬を引き、大蔵丞は木綿を管に収めて参入した。参進ののち、参拝者は拍手して拝した。次に御巫が祝詞を宣り、琴師・笛工は琵琶と笛を奏してそれに合わせて歌舞（儀式や『西宮記』巻六などには、山人が舞を行っている）が行われた。

次に御神子は、庭火を廻つてから湯立舞を供した。神饌供進以降の式次第は、南坐が終了したあと、北坐についても行われる。北の

次第が終了すると、再度南の社頭にもどって琴声の調子を変えて琴笛を奏上し、倭舞等の舞が納められた。以上祭儀が終了すると大臣以下次々と退出する。そののち御飯神祭盃による直会が行われた。

これが、祭儀の内容である。その意義については以下に論じたい。

三、園韓神社の創祀と発展

1、宮内省に坐す神

園韓神が国史にみえるのは先に述べた嘉祥三年（八五〇）一〇月二〇日甲子条（『日本文徳天皇実録』）であるが、この記事に既に「園神韓神等社」と見えているから嘉祥三年には神社が存在していたことが明白である。しかし何時よりこの地に鎮座したかを明確に記す記事には恵まれない。ただ、『江家次第』巻五に、

園韓神口傳云、件神延曆以前坐^レ此^一遷都之時造宮使欲^レ奉^レ遷^二他所^一、神託宣云猶^二此^一處^一奉^レ遷^二帝王^一云々仍鎮^二座宮内省^一

と見えるのは、園韓神が地主神であり、帝王守護の神として信仰されていたことが知られしかも、平安遷都以前より神社としてこの地

足立 園韓神祭の成立

にあったものとみられる。また、「仍鎮二座宮内省^一」とあるように『延喜神名式』にみえる「宮内省坐神二座^{並名}月次^{新嘗}」園韓神社

韓神社二座^{はまさしくそれであり、平安遷都以前より鎮座していた地方私祭社が（託宣の背景を明確にし得ないが）宮中神として生れかわったものとみられる。すなわち某氏族の奉祀する一私祭神が、何らかの理由により朝廷にその祭祀権が移行したのであろう。そうとすれば、某氏族とはいかなる氏族か、以下にはそれを考究したい。}

2、園韓神の語源

『古事記』上巻に

故其大年神娶神活須毘神之女伊怒比賣生子大國御魂神 次韓神 次曾富理神

とあり、ここに韓神と曾富理神が登場する。このうち曾富理神の語源について鮎貝房之氏は、その著『雑攷・日本書紀朝鮮地名攷』（昭和二年七月）の中で、

諺文創作直後の龍飛御天歌に「京」を諺譯して서^는 (Sibul) としある語是なり

皆^을 (dul) は此語のみにあらず、後代は

① (dul) 即ち是なり。唯該に一言すべきは此の「京」と云ふ方言は上京にありては新羅国都今の慶州の方言名たりしが、新羅の発展と共に「京」（ミヤコ）の普通名詞となりたるなり。されば此の神名は固有名詞の国名の方なり。

このように、「曾富理」は朝鮮語であつて、折口信夫氏は、「そほるは首村 大きな村」^{（『折口信夫全集』第一）と解している。さて、韓}神であるが、これもさきの鮎貝氏が『雑攷・日本書紀朝鮮地名攷』において

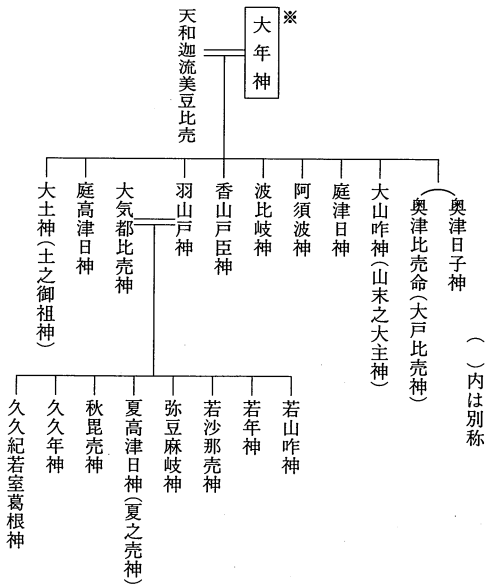
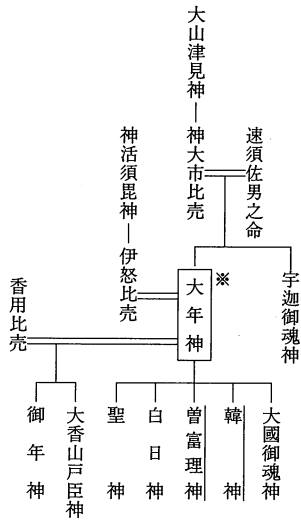
「韓神」の「韓」（カラ）は、「三韓」（ミツノカラクニ）の「韓」にて此半島を大方に称されたるものたるべく

と述べており、韓神もその語源を朝鮮語に発すると推考している。すなわち、園韓神は、異国よりの客人神^{まろくと}であるものとみられるが、それではなぜ「江家次第」にいう「奉^レ遷^二帝王^一」神として信仰されたのか、次に、この客人神を奉祀した氏族について考えてみたい。

3、秦氏と園韓神社

客人神を祀る氏族は無論、帰化系氏族でな

大年神の系図



ければならない。園韓神の奉祀氏族もまたそうであろう。『江家次第』等に見えるように宮内省に坐す以前に地主神として鎮座していたとみてよい。では、遷都以前の園韓神の奉祀氏族は何氏であろうか。結論よりいえば、この氏族は秦氏に比定すべきものと考ええる。

なんとすれば、『古事記』大年神一連の神系譜をみることにより理解されよう。大年神は、先述した如く、曾富理神(園神)と韓神の親神として『古事記』に記載されている神名で、大年神自らは、『古事記』によって、速須佐之命と大山津見神の女神、大市比売よ

り生れた二神の一神であるとされる。その大年神の系譜をまともてみると、次の図のようになるであろう。このようにこれら一連の神々は帰化系氏族の雄族たる秦氏の氏神及び産土神が列せられるのである。一例を挙げると大山咋神・

稻荷神である宇迦之御魂神の存在であろう。

すなわちこの大年神系譜が、秦氏の奉祀して来た神々にゆかりのあるものであることは疑うべくもない。そして、園韓神もこの大年神系譜に連なることから、同神も秦氏の奉祀する神々であると性格づけることもできるであろう。

喜田貞吉氏は、

而して拾芥抄引く所の天曆御記によると、今の平安京の大内裏はもと秦河勝の邸宅の跡である。又紫宸殿前の橘の木はもと河勝の屋敷に在つたままのもので、旧跡によつて之を植ゑた趣に見えて居る。此河勝が聖徳太子の旨を奉じて造つた広隆寺は、今京都市の西方大秦に在るけれども、是は何時の程にか移転したもので、朝野群載に載する同寺の古縁起に依ると、もとは荒見川、即ち今の紙屋川の付近、恐らくは北野神社・平野神社などの方面にあつたものの様である。思ふに是れ亦河勝が自己の邸宅の附近に造つたものであつたのであらう。北野は即ち大内裏の北の野である。恐らく此の附近一帯、河

足立 園韓神祭の成立

勝の邸宅地であつたと察せられる。随つて由来秦氏山城北部地方に有力であつたといふ中にも、特に平安京と此の河勝の一族とは、地理の關係上深い因縁を認めなければならぬ。而して恐らく其の河勝の正嫡を承けたと思はれる島麿(秦下嶋麻呂・秦忌寸麻呂・秦公嶋麻呂・秦公嶋麻呂)は、もと河勝の邸宅たりし平安京の大内裏の地をも伝領して居つたと察して宜からうと思ふ。かくて今や此の嶋麻呂の女を妻とした小黒麿(大納言藤原小黒麻呂)が造宮職の長官となり、其嶋麿所有の河勝旧邸の地が新宮の敷地として選ばれたといふ、此の二つの事実を見るならば、曩きに恭仁京、長岡京等の経営の際、秦氏より少からざる財源を得て事を為した事実と併せ考へて、平安京の経営の資が少なからず此の嶋麿の家より出て居ると解するは当に然るべきことと思ふ(喜田貞吉氏「平安遷都の真相」(帝都一四一〇)と論ぜられていて、少し長文の引用となつたが、氏の論によれば、園韓神社は秦氏の宗家たる嶋麻呂の邸内神又は屋敷神的なものであ

つたとみてよいであろう。この論説は、西田長男氏がその著『日本神道史研究』第十卷(古典篇)に紹介しているが、西田氏は、この邸内祠たる園韓神がいつごろから祀られたものであるかということについては更に推して見解を明らかにされず、もとより『元要記』・『大倭神社註進状』については信憑し得ないとして論外の書籍として扱われている。そこで筆者は、こうした後世の縁起書をいちおう踏まえながらも園韓神社の起源に關して考究してみたい。

4、漢国社と園韓神社

園韓神社が宮内省にて官祭にあずかるべく鎮座した以前の起源は秦氏の縁ある土地に祀られていたこと、秦氏がこの祭神社を奉祀したこと等の論ですすめて来たが、ここに異説の存在することも記載しておく必要がある。『元要記』・『大倭神社註進状』の二著の説であり、まず『大倭神社註進状』(『群書類従』所収)に、

園韓神社三座

大神氏家牒日。養老年中。藤史亦建二園韓神社一奉日焉。神名帳云。宮内省坐三

座 園神一座。韓神二座。舊記云。件神等素盞烏尊之孫。守_レ疫神也。傳聞園神者。大己貴命之和魂大物主神也。韓神者。大己貴命。少彦名命也。兩神經_ニ營天下_一。為_ニ顯見蒼生_一。則定_ニ其療病之方_一。紫野今宮三座。社家者流如_レ右

と、あつて養老年中、藤原不比等が、園韓社を奉齋したとあり、又、園韓神の園神を大物主神とし、韓神を大己貴命、少彦名命としている。また『元要記』にも、「案_ニ漢国社元初_一」とみえ、『大倭神社註進状』にいう「園韓神社」は、この漢国社に他ならず、この漢国社は現在も同社号の社が、奈良市漢国町の率川神社附近に鎮座している。『大倭神社註進状』は西田氏が『群書解題』中で考証されているように、今出河如雞（文齋）の偽作であり、成立も宝永三年（一七〇六）とされている。今出河如該については、近年佐伯秀夫氏が『神道大系』神社編十二「石上」所収の『石上神宮御事抄』の解題や、白井伊佐牟氏「今出河如雞と村井古道再論」（『神道史研究』第三九）（一三、平成三年七月）などが発表され、明らかになつて来た江戸時代中期の奈良の卜部神道

系の国学者で、『長尾神社略記』他の編著がある。すなわち、例の国学者の信仰上による附会の説に彩られたのが、『大倭神社註進状』であり、『元要記』も編著作、成立も明確ではないが、その著名より推して、おそらく同時代の卜部系神道家の偽書ではあるまいかと思われる。

即ち、ここでいちおうの園韓神と奉祀氏族にかかわる異説を紹介しておくことにして、本論旨はあくまでも、奈良率川の漢国神社と園韓神社の縁起、成立は全く別のものとして扱われるべきものである。園韓神は、秦氏の奉祀神の一種であつて一連の大年神系譜に在し、秦氏が、平安京において勢力を持った時代、つまり、『貞観儀式』の成立時にうま_ク國家祭祀・祭礼として行政化の範内に組み入れられたものとみて大過ないであろう。

6、園韓神の性格

最後に、園韓神の性格について述べておく。この両神は、秦氏の屋敷神として奉祀されたものとみられるが、その祭祀は、二月と十一月の春・秋に行われ、わが国一般の穀豊信仰の形態をとっている。また、二月祭は、

春日祭の後の丑の日、十一月祭は新嘗祭の前の丑の日であつて、特に例祭日が丑の日に選定されていることは、漢神としての性格を垣間みせるものがある。更に祭礼の『神楽歌』中の「韓神」に

本

三島木綿_{ゆふ} 肩に取り掛けわれ韓神の

韓招ぎせむや 韓招ぎ 韓招ぎせむや

末

八葉盤_{やひらて}を 手に取り持ちて われ韓神の

韓招ぎせむや 韓招ぎ 韓招ぎせむや

とあつて、「韓神を招ぎ」という降神を希う形態は、元奉祀氏族の祖先神崇拜のなごりを残すものと推考したい。これが、いわゆる田の神・山の神信仰という在来の穀霊信仰とうまく融合して行ったものであろう。「元来山の神は異人であつて田に実をもらせ家を祝福するのであり」⁽²⁾、「園韓神の親神たる大年神は年神であつて季節神とみられる」⁽³⁾と性格付けられて、園韓神は帰化神より日本的穀霊（豊）信仰の重要な神として転化していったものと考えられる。このように有力氏族の私祭神は日本の変質を遂げることによつて、官

社官祭として享受されたのであろう。

おわりに

宮内省に座す王城守護の園韓神が実は帰化系の有力氏族によって平安遷都以後重要視された事実とその史的、信仰的背景を推考し、私祭社（神）より官祭へ、更に王城守護の神々と変遷していったプロセスを概述してみた。大方のご批評を希うものである。

(註)

(1) 『先代旧事本紀』にも類似の記事がある。

(2) 折口信夫著『折口信夫全集』第二卷「古代研究」

(民族学篇1、中央公論社刊)

(3) 井之口章次「祖霊信仰と山の神」(『人類科学』

12、昭和三十五年三月刊) 参着。

〔附記〕 本小稿は、昭和五六年一月三十一日、即ち筆者が一九歳の折の『研究ノート』であり、長らく書架に眠っていた思い出深い一本である。

ゆえに、文字通り『赤面』の稚拙な小稿であり、発表を聊か戸惑ったが畏友、古川登氏の推めに順い本年一月二十八日、三三歳の若さ

で他界された中山鎮弘(鯖江市教育委員会主査)氏の霊前に本小稿を捧げる。中山(旧姓、魚谷)氏とは博物館学芸員として若干の交流ではあったが、氏の鯖江市資料館時代の企画展や、筆者の勤務する館の野外講座では、互いに協力し合ったなつかしい記憶がある。ここに氏の温厚な人柄を偲びつつわが青春の日の旧稿を捧げて冥福を祈るものである。

(平成六年一〇月一日特別展開催の日) 浄書・補稿)